

# 経済産業省

官 印 省 略  
20210921 中第 6 号  
令和 3 年 9 月 2 4 日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

「令和 3 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号。以下「官公需法」という。）第 4 条の規定に基づき、本日、「令和 3 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。

官公需法第 8 条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮を頂いているところであります。貴職におかれましては、特に御留意いただきたい下記の事項をはじめとする国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 中小企業・小規模事業者向け契約目標の見直しに関する事項（基本方針第 1 「2」関係）

官公需における予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額比率について、前年度までの実績を上回るように努め、かつ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、これまで以上に配慮する観点が必要であること。また、新規中小企業者の契約比率については、国等全体として引き続き 3 %を目指すものとされていること。

## 2. 新型コロナウイルス感染症関連の措置事項の活用（基本方針 第2「3」関係）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更、入札参加機会の確保のための柔軟な対応、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上等の措置事項の活用を図ること。

## 3. 地方公共団体と連携した「働き方改革」に対応する取組等に関する事項（基本方針 第2「5」（9）、「6」（5）、「8」（3）、第3「1」（3）及び「2」（2）関係）

関係省庁が連携して、地方公共団体等に対して、発注時期等の平準化に必要な取組の共有や要請等を直接行う体制を強化すること。

これは、「都道府県中小企業者調達推進協議会」や「官公需確保対策地方推進協議会」等の場を通じて、「働き方改革」に対応するそれぞれの取組等について、地方公共団体と連携することを求めるものであること。

## 4. 事業継続が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮に関する事項（基本方針 第2「6」（6）関係）

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努めること。

## 5. 地方公共団体への協力依頼に関する事項（基本方針 第2「8」関係）

国は、全ての地方公共団体に対して、基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する等、地方公共団体への協力依頼に係る事項が盛り込まれていること。

## 6. 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に関する事項（基本方針 第3「1」（3）関係）

国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第16

7条の2第1項第4号に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長により認定された者が生産する新商品又は提供する新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずる等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。

7. 災害関連の措置事項の活用（基本方針 第2「1」、「2」、「6」（4）  
③及び（7）関係）

近年頻発する記録的な豪雨等の自然災害を受け、被災地域における相談対応、適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払、地域中小企業の適切な評価及び適切な予定価格の作成や、今後の災害発生に備えた業務継続のため必要な物件及び役務の発注、適切な地域要件の設定を行うこと等による中小石油販売事業者に対する配慮等、災害関連の措置事項のなお一層の活用を図ること。